

画像電子学会著作物に関する著作権規程

- 第1条 著作権の帰属については、原則として本会著作物（学会誌、論文誌、年次大会予稿、研究会予稿等）に掲載する著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）を本会に譲渡することとする。なお、講演会での記録画像等は本規程の対象に含まない。
- 第2条 本会が著作権を有する著作物の内容に関し、著作者が創作に関与した部分についてはその著作者自身が責任を負うものとする。また、本会が著作権を有する著作物が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、著作者が創作に関与した部分については当該著作物の著作者が一切の責任を負い、対処するものとする。本会が著作権を有する著作物に対して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会と著作者は対応について協議し、解決を図るものとする。
- 第3条 著作者自身が自らの著作物を利用するときは、その利用目的が非営利的使用である限り本会の許諾申請を必要としない。その場合であっても本会著作物の利用にあたり、出所を明示するものとする。
- 第4条 電子的利用に関しては、著作者が著作物を個人のウェブページに掲載する場合、もしくは著作者の同意を得て著作者の所属機関がそのウェブページに掲載する場合に限り、出所表示・権利表示を行うという条件下で、上記第3条の非営利的使用に含める。
- 第5条 第三者の著作権利用に際しては、著作者自身の利用とは区別し、本会への許諾申請を必須とする。
- 第6条 第3条及び第4条における著作物を発行日前に利用することについては、これを不許可とする。
- 第7条 この規程は2015年4月1日から有効とする。なお、2015年4月1日より前に学会に著作権が譲渡された著作物の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

備考

2015年9月4日 制定

2017年11月14日 改訂